

非常勤裁判官経験者による 座談会

2017年7月10日(月)

出席者



高橋 邦明 (52期)
●Kuniaki Takahashi
元東京簡易裁判所 民事調停官

〈略歴〉
2000年 弁護士登録
2013年 環境保全委員会 委員長
2013年～2017年
東京簡易裁判所 民事調停官



大森 啓子 (56期)
●Keiko Omori
東京家庭裁判所 家事調停官

〈略歴〉
2003年 弁護士登録
2007年～2009年
金融庁証券取引等監視委員会
2013年～ 日弁連家事法制委員会 事務局長
2013年～ ハーグ条約に関する
プロジェクトチーム 委員長
2014年～ 東京家庭裁判所 家事調停官



二本松 裕子 (54期)
●Yuko Nihonmatsu
東京地方裁判所 民事調停官

〈略歴〉
2001年 弁護士登録
2011年～2013年
東京法務局訴訟部 訟務部付
(任期付公務員)
2015年～ 東京地方裁判所 民事調停官



脇 まゆこ (59期)
●Mayuko Waki
元東京家庭裁判所 家事調停官

〈略歴〉
2006年 弁護士登録
2010年～ 犯罪被害者支援委員会 副委員長
2012年～2016年
東京家庭裁判所 家事調停官
2015年～ 第二東京弁護士会調査室 嘱託

司会

山崎 恵 (31期) ●Satoshi Yamazaki
裁判官制度等改革推進委員会 委員

〈略歴〉
1979年 弁護士登録
1998年 当会 副会長
2004年～2006年 非常勤裁判官 任官
2006年 常勤裁判官 任官
2015年 退官
2016年～ 弁護士再登録

1 はじめに

非常勤裁判官（家事調停官・民事調停官）制度は、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年法128）により平成16年1月1日に新設された。非常勤裁判官

は、弁護士経験5年以上の者から任命され、調停事件について裁判官と同一の権限を有する。すなわち、調停委員会を主宰し、単独調停を行い、調停に代わる決定または審判をすることができる。家事調停事件においては、合意に相当する審判もできる。任期は2年で、1回の再任が可能である（以上について、家事事

件手続法・民事調停法参照)。当会からは38名の会員が、当会の推薦を経て、最高裁判所から任命され、東京簡易裁判所、東京地方裁判所および東京家庭裁判所に配属され、非常勤裁判官として活躍されている。執務日は、運用上、週1回決まった曜日となっており、配属先の部または室の裁判官室に机があり、そこで執務している。非常勤裁判官制度は、発足後10年余りを経過しているが、会員に周知のものとなっていない感があり、応募も他会に比べて少ない。そこで、家事・民事調停官を実際に経験されている(た)会員から4名の方にお集まりいただき、執務の実情等を話していただいた。

2 座談会

司会 まず簡単な自己紹介からお願いできますか。

高橋 高橋です。52期です。事務所は所属弁護士が7人で、私は共同経営者の一人です。墨田庁舎にある東京簡裁第6室2係で民事調停官をしています。執務日は毎週火曜日です。

二本松 二本松です。54期です。所属事務所は130人位の規模で、主に渉外関係の仕事をしている事務所です。130人中パートナーが半分位で、私も経営者の一人です。東京地裁民事22部で民事調停官をしており、執務日は原則木曜日です。

大森 大森です。56期です。私は約3年前に家事調停官になりましたが、ほぼ同時期に独立し、一人で事務所をやっています。東京家裁家事2部で、毎週水曜日に執務しています。

脇 脇です。59期です。所属事務所は10人以下の事務所です。私はパートナーではありませんが、丸々アソシエイトということでもなく、中間的な立場という感じです。家事調停官として去年9月末まで東京家裁家事4部で4年間執務していました。執務日は、水曜日でした。

司会 皆さんが非常勤裁判官を志望した動機はどのようなものですか。

高橋 私が志望した動機は、普通の弁護士活動ですと一方の当事者の利益を図り、代理して主張するわけですが、法テラスの審査員や、仲裁の補助等をしたときに、両方の話を聞きながら、これはこういう解決をすればいいのではないかとか、紛争を解決することで社会に貢献できるのではないかとということを感じ志望しました。

二本松 私は、非常勤裁判官に任官する前に訟務検事を2年経験して弁護士事務所に戻ったのですが、弁護士事務所に戻った途端、訴訟案件に関与する機会が減ってしまったため、もう少し裁判所にかかわる仕事をしたいと思い、非常勤裁判官に応募させていただきました。加えて、公的活動はこれまであまりしてこなかったもので、こういった機会を利用して公的活動にも従事したいと思ったということもあります。

大森 私も、一方当事者の立場に立った代理人活動をしてきたわけですが、そうではなく、裁判所の中から事件をどう解決していくかをぜひ経験したいと思いました。特に家庭裁判所は、裁判官、調停委員、書記官、調査官、医務官などがチームとなって1つの事件の解決に取り組むので、そこに非常に魅力を感じました。とりわけ家事事件手続法が施行され、家庭裁判所の家事事件に対する取組みも大きく変わった時期でしたので、その中で実際に体験しながらいろいろと実力を培っていきたく思ったのが志望動機です。

脇 私は、家事調停官という存在については当初あまり知らなかったのですが、弁護士3年目位のときに、事務所の経営者から、こういう仕事があるので将来やってみたらどうですかという話があり、また、もともと家事事件を担当することも多く、代理人として調停を経験する中で、片方の利益について主張して解決を目指すということだけではなく、調停を主宰する立場として真ん中に入って双方を調整するという形で、これまでの経験を生かせたらいいなという気持ちが生じて応募しました。

司会 ありがとうございます。皆さん、執

務日は週1回決まった曜日ということですが、これはどのようにして決まったのですか。

高橋 東京簡裁から希望を聞かれ、火曜日を選択しました。

二本松 私の場合は、退任する前任調停官の執務日が木曜日と金曜日だったため、そのうち都合の良い曜日を選ぶ形で決まりました。

大森 私も一応希望を聞かれて申し上げた記憶があります。

脇 私は差支えの曜日はありますかという聞かれ方をしました。委員会の副委員長等をしていたので、委員会が多く入る曜日はちょっと、ということをお願いしたら水曜日に決まったという感じでした。

司会 執務日は、どのように使っているのですか。調停事件が10時から17時まで入っているのですか。それとも空き時間もあるのですか。それと手持ちの事件数も教えてください。

高橋 多い時、例えば夏休みや年末の休廷日前とかは1日に7～8件入ることもあります。全く事件が入らない日もあります。同じ時間帯に複数の事件が入っている場合は、書記官から立会いはどうしますかと聞かれ、選択しています。別事件で評議が必要になれば、調停をしている部屋に電話がかかってきて、途中で抜けてそちらに出るという形になっています。手持ち事件は、常時15件位で、平均すると、1日3件前後事件が入ります。

二本松 執務日は、全く事件が入ってない日もありますし、多いときは、午前1件、午後2件で1日3件がマックスかなという感じです。

大森 家事調停事件ですので、午前10時と午後1時半と、最近は午後3時半という期日指定の時間があって、だいたい午前、午後5～6件ずつ位同時並行で担当事件が進行している状況です。全体の事件数はカウントしたことはありませんが、50～60件くらいではないでしょうか。事件の立会いについては、家事調停官それぞれで対応の仕方が違うという状況です。私は、だいたい事前評議を可能な限り全件やり、調停が進行している間は裁

判官室で待機して前の週の事件のメモに目を通してコメントを書いたり、あるいは関与した方がいい事件には立会い、積極的に中間評議を入れるといったやり方をしています。

脇 たぶん配属される部や担当の裁判官によってやり方も全然違ってくると思います。私は、事件数としてはわりと少なめでした。平均するとたぶん午前、午後とも3～4件というのが標準的で、午前は全くありませんというときもありました。私も基本的には事前評議で方向性等については調停委員とお話をし、あとは中間評議で必要に応じて確認や検討をしました。べったり調停室に入っている事件はそれほど多くなかったです。基本的には、裁判官室と各調停室を行ったり来たり、呼ばれると行くという感じです。

司会 皆さん、手持ち事件の記録については、いつ、どこで検討されるのですか。

高橋 記録は、執務日に簡易裁判所の裁判官室で全て見ます。執務日の時間内で記録を読み終えるようにしています。

二本松 記録は執務日に自分の席で読むというのが基本ですが、どうしても読み切れなかった場合は、調停委員控室という大きい部屋があるので、臨時執務日にそこで読んだりしています。

大森 記録は、全て裁判官室で執務時間の中で読むようにしています。

脇 執務日にその次の週の記録を読んで、そのとき、調停委員の前の報告が記録にあるので、それに対するお返事とか指示を出したりします。また、成立が近いとか、大きな争点について期日間に書面が提出される予定



のときには、書記官にあらかじめお願いをし、提出されたとの連絡があれば立ち寄って記録を読みます。基本的には裁判官室の中で見ていました。

司会 担当された調停事件の種類としてはどのようなものがありますか。

高橋 簡裁の民事事件ですので、労働問題、通常の金銭の貸し借り、交通事故、知的財産権、近隣紛争、共有物分割など民事事件全般です。共有物分割事件などでは、内容がほとんど家事事件ではないかというものが結構あります。

二本松 事件の種類は、1つは最初から調停事件として裁判所に申し立てられた事件と、あと1つは通常部に係属する訴訟事件が付調停という形で回ってくる事件（付調停事件）の大きく2つに分けられます。付調停事件で多いのは、瑕疵など建築関係事件、あとはIT関係事件、専門家調停委員を入れて話し合いをしてほしいといったような事件です。調停事件として申し立てられる事件は様々であり、普通であれば最初から訴訟を提起するような事件もあれば、賃料増減額等の調停前置主義の事件もあります。共有物分割や不動産明渡等、不動産に関連する訴訟は多い気がします。

大森 家事調停事件全般について対応しています。遺産分割は家事第5部に専属ですので除かれますが、それ以外の夫婦関係調整、面会交流、親権者変更、婚姻費用、養育費、遺留分等々をやっております。

脇 基本的には家事の一般部に回ってくる事件は何でもやりました。ただ、調停官は審判を書くことができないので、養育費とか、婚姻費用とか、面会交流とか別表第2事件で、調停での解決が困難そうなものとか、早々に審判を書かなければならないようなものについてはおそらく書記官の方で割り振りして、最初から裁判官に回すような形で担当を決めていたように思います。

司会 調停に代わる決定や審判なども書かれたりするのですか。

高橋 5件書きました。

二本松 今ちょうど1年半位やっていますが、

調停に代わる決定は一度も書いてないです。意見書は1件だけ書きました。おそらく、今までで全部で20件位処理したと思いますが、不成立が3件位で、あとは全部成立ですので、書面を書く機会が少なかった気がします。

大森 家事事件手続法が施行され、一般調停事件以外に別表第2事件（旧家事審判法の乙類事件）でも調停に代わる審判が使えるようになりました。実際、家事事件手続法施行後、東京家裁を始め、各地でこの調停に代わる審判がかなり積極的に活用されています。私も調停官として調停に代わる審判は結構出しています。

脇 私も調停に代わる審判は、特に争いはないけども相手方が出てこない離婚事件とか、あと年金分割の事件ですとか、そういった事件ではよく書きました。あとは親子関係不存在とか嫡出否認とかで合意に相当する審判も何回か書かせていただきました。

司会 皆さんが調停官として調停事件に関与する場合、裁判官と同様に調停委員会の主任になるわけで、当事者代理人とはだいぶ立場が異なると思いますが、主宰してみても、当事者でいるときと何か感覚が違うというものはありますか。

高橋 責任者として判断しなければいけないので責任の度合いが違うと思います。どこが問題なのかを調停委員から話を聞いて、そんなに証拠は出てはいなくても、どのようにして解決していくかを最終的に決めていかなければなりません。また、裁判所という国家権力が背景にあるため、弁護士が意見を言う場合とは聞く側の思いも違いますので、当事者に伝える内容も慎重に評議しています。

先ほどの調停に代わる決定でも、当事者間の意見にちょっとだけしか差がなくて、決定を出した方が紛争の解決が可能であるとか、和解はできないけれども裁判所の決定なら何とか紛争を解決できそうかななどを、調停に立会ったり調停委員から聞き取りをして決めています。すごくやりがいがある仕事だと思います。

二本松 やはり当事者代理人として関与する



ときと自分が調停を主宰するときとは、考え方やモチベーションが全然違ってきます。東京地裁民事22部の場合は全件、調停委員会です。期日に入り、自ら中心となって期日を進行するので、かなり自分の事件を進行しているという感覚になります。また、付調停で回ってくる事件は、調停が成立しなければ判決になる事件ですので、裁判官と同じような立場で争点整理をし、調停案を提示するときは、「争点のうちのここに関してはこういう心証で、それに関して専門家調停委員に金額を見積もっていただくとこういうふうになります」と、かなり理論立てて説明をしています。そうしないとご納得いただけない当事者が多いです。そのために準備にかなり時間がかかるという印象はあります。

大森 私の場合、同時並行で何件も担当事件が動いているので、基本的には調停委員に進行はお任せしています。ただ、それを主宰する立場ですので、事前評議等を通じて、如何に調停委員と情報を正確に共有するか、見極めを共有するかが大事ですし、どのタイミングで立会いあるいは、中間評議を行うかといった判断が必要です。あるいは、やっぱり家事事件ですので、当事者だけではなくて、当事者間のお子さんの立場とか、後見的な観点からも事件の解決を考えていく必要もあります。そのため、調査官を入れた方がいいのか、そのタイミングをどうするか、調査命令をするかなどの判断も必要です。

代理人ですと一方当事者の立場に立った活動が中心になるのですが、そうではなく、その家事紛争全体のよりよい解決をどう目指し

ていくかという観点でいろいろな判断や施策をしていくところは非常に勉強になりますし、やりがいがあります。

脇 代理人と決定的に違うのは、全体のバランスを見るということだと思います。あと、代理人ですと、じゃあ、次回までに検討してきますと言ってその場をしのぐことはできるのですが、調停官の場合は、調停委員に評議に呼ばれて、どうしますかと言われたら、その場で何らかの決定をして方向性を決める、即断する力もすごく重要になってきます。

そういう意味では、代理人の立場で調停に向かうときとは違う、自分が決めていかなければならない、それは裁判所の判断ですという形で示されるので、責任が重いと思います。家事事件は、わりと裁判所の裁量が大きいので、その中で何を選択するのかということが自分の判断にかかってきてしまう。それは、すごく重かったですが、やりがいがありました。また、解決に向けて自分の判断によって動き出すのは面白いことでもありました。

司会 皆さんは、調停事件において、調停委員会を主宰し、調停委員2人とチームを組んで事件の進行をしていくわけですが、調停委員の方と協働作業をされて、何か勉強になったこと、感じられたことはありますか。

二本松 東京地裁の場合は、だいたい調停委員の先生には期日の20分前位には来ていただいております。その場で毎回評議し、どういうふうに今日は進行するかということをして3人で打合せをしてから期日に入るので、常に協働している感じです。

また、調停委員会の意見を出すときには、実際の期日以外に評議の日を1日設けて、2～3時間、3人でとにかく金額等を含め争点ごとに議論をします。専門的な訴訟が多いので、例えば、その瑕疵の修補にいくらかかるかとか、プログラム作成作業の出来高はここまでだったらいくらかとか、専門家調停委員の先生の意見を聞くしかないところもあります。その場合は、一生懸命聞いて、分からないところは教えていただいて、当事者には、調停委員会として合意した意見をなるべく私の口

からご説明する形でやっています。したがって、調停委員の先生方とはかなり協働することが多いです。

もう1人、弁護士の先生に調停委員に入らせていただいておりますが、私よりもかなり実務経験の多い先生方が多いので、当事者がなかなか納得しないような場合、横から口を挟んでいただいて、私とは全然違う視点から説得していただくことも多く、非常に勉強になります。

大森 私の場合、調停の進行そのものは調停委員の先生方にお任せしますが、可能な限り全件、調停が始まる前に事前評議をして、その場で、調停委員の先生方と意見交換をして進行を確認しています。また、期日メモに調停委員が書き込んだ事項について、裁判官のコメント欄にコメントを書くなりして、意思疎通をできる限り取るようにしています。個々の事件処理において、調停委員の先生方のこれまでのご経験や知見、あるいは判断力など、慧眼力みたいなものはすごいなというふうに感じることは多くあります。

脇 私も基本的には大森先生と同じように、ずっとべったりで調停室に入っていたわけではないので、個々の調停委員の先生方に進行をお任せすることが多かったです。やはり家事事件ですので、話をじっくり聞くということが解決には結構大切で、当事者のガス抜きのような作業を忍耐強く調停委員の先生方にやっていただいたことはたくさんありました。

調停委員に「そうですね、そうですね」と傾聴してもらい、それでだいぶ気分が楽になって、それで、事件について、新しい方向に目を向けていこうと思われる当事者もおられたので、そういう意味ではありがたく、頭が下がる思いでした。私も、ちょっとまだ人生経験が足りないので、いろいろな経験をされた方にゆっくりお話を聞いていただくというのは当事者にとってもだいぶ違うのかなと思います。

司会 皆さん、執務日は裁判官室で執務されているわけですが、同室の裁判官と話をさ

れたりとか、交流はあるのですか。

高橋 私の席の横や前の席に裁判官が座っています。簡裁の裁判官の皆様は、70歳手前の方もかなりいて、人生経験が豊富ですので、転勤先のいろいろな話とか、今までこういうことがあったとか、裁判所や手続のことなどをいろいろとお話しさせていただいております。分からないことがあれば、事件の内容、特に手続の面について聞いて教えてもらっています。逆に裁判官から事件について聞かれたりすることもあります。

二本松 裁判官との交流は日常的にあります。私は、裁判官室の4人で1つの島になっているところに座っていますが、普通に雑談したり、個別事件のご相談もさせていただいております。また、執務日のランチを裁判官と一緒に一緒に行ってお話をさせていただいたりしています。4月に部長が代わってからは、月1回、裁判官と調停官のランチ会が行われています。ランチ会では、自分が事件処理等で困っていることや悩んでいることを相談させていただいたり、部の運営等について意見交換をさせていただいたりしています。

あと、ほかの本案部から回ってくる付調停事件については、どういうタイミングでどういうふうに戻したらいいかとかを本案部の裁判官にも連絡しないとイケない場合があるので、本案部の裁判官とそれらの点について事前にご相談させていただくこともあります。したがって、かなり裁判官との交流は多いかなと思っています。

大森 家裁の裁判官は非常に忙しいです。我々調停官も、先ほど申し上げたとおり、午前、午後5～6件ずつ同時並行で担当事件を持っていて、評議、あるいは成立、不成立などで調停室に呼ばれて不在にすることも多いわけですが、裁判官はもっと忙しい。ご自身の机にいないことの方が多く、評議に行ったり、それ以外のときも審判事件の対応とかもされています。ゆっくりお昼ご飯を食べる時間もない位の状態も少なくないので、雑談をできる余裕があまりないというのが現状かなと思います。

ただ、事件のことで聞きたいことがあれば聞きづらいということは、全くありません。分からないことや悩むことがあれば、ちょっと聞いてもいいですかと質問できますし、逆に裁判官同士、あるいは裁判官からこういう当事者がいるのだけれども、どうだろうかといった話もあったりはします。

また、私は家事第2部2A係に配属されているのですが、2A係の事件を担当裁判官と調停官で分担しているというシステムになっています。そして、私が担当している別表第2事件が不成立になった場合、2A係の担当裁判官が審判を担当するという仕組みになっていますので、この担当の裁判官とは、特に別表第2事件の見通し等について議論して認識を共有するように努めています。

脇 私は家事第4部にいたのですが、同じように、やはり裁判官の方は皆さんとてもお忙しくて、調停のある日はほとんど裁判官室にはいらっしやらない、たまに戻ってきててもすぐ呼び出しがかかって出ていかれるという形です。それでも、例えば、私は部長の係に付いていたのですが、朝とかお昼とか、自席にいらっしやるときに事件についてご相談すれば、快くご相談に乗っていただきました。部長が離席されているときでも、いらっしやる裁判官の方にちょっと事件のご相談をすればすぐに相談に乗っていただけました。条項案とか審判書のサンプルを見せていただいたりもしましたし、裁判官室の中での情報交換はすごく活発にさせていただきました。

あとは、裁判官がご自身の事件で悩まれているものを、裁判官室で、皆さんで議論されたりすることがあって、それは横で聞いていました。この裁判官室での会話で、いろいろな事件をずいぶん体験できたというか、自分が担当していない事件でも、裁判所としてどういうふうに考えてやっていくのかを知ることができて非常に勉強になりました。

司会 家裁では、事件を通してでもいいのですが、調査官の方との交流はあるのですか。

大森 家裁には当番調査官という制度があ

りまして、期日をやっている際に、これは調査官を入れた方がいいとなったときには、中間評議に当番調査官に来ていただいて対応してもらいます。次回以降の期日から、正式に調査官を入れて進めていく場合には、当番の方とは別の調査官が付くことになります。

そうした感じで、調査官と積極的に事件の話をして、どう進めていくのがいいのか、あるいは当事者に対してどう対応していくのがいいのかの話をすることがあります。もちろん、部でやる暑気払いとかそういう機会に話をすることもあります。

また、当事者に対してどう説明をしていったらいいとか、お子さんが言っていることをどう受け止めてもらうことがいいのかとか、あるいは、すごく対立が激しい当事者に対してどういう突破口があったらいいのかなどについて、調査官は、実際に調査を通じてお子さんと接していたりとか、あるいは調停期日の中で当事者の人と話をしていたりとか、いろいろなことを通じて事件に精通しているので、やはり的確な意見を言っていただくことが多いです。非常に頼りになると思っています。もっと積極的に調査官を事件に取り入れていきたいなという思いは個人的には持っております。

脇 今、大森先生がおっしゃった当事者との関係ですとか、お子さんの関係はもちろんですが、調査官に、調査していただいたり、立ち会っていただくことで事件がスムーズに進むところがあります。

あとは、当事者の方に少し発達障害があるような場合など、調査官の方から、書いて伝えないと理解しづらいですよとか、どういうふうにすれば当事者に分かってもらいやすいかというようなこともアドバイスしていただきました。とても役に立ったなと思っています。

司会 調停官をやってみて、弁護士の業務に役に立った点などはありますか。

高橋 調停官として、いろいろな事件を担当させていただきましたので、相談が来たときに見通しがよりの確に立つようになりまし

た。従前だと全く携わったことがない事件にあたると、何を調べるのか、その解決方法などをつかむまでが大変でしたが、ひととおり事件を担当すると解決に至るまでの流れなどがある程度つかめるようになりました。

あと、当事者がどの辺で困っているのか、事件全体がどうなっているのかなど多面的に検討することで、相談者はこう言っているけれども相手方はこう言うだろうと予測して、相談者にとってどんな方法が一番いいのかなどを検討できるようになり、人生経験の幅や知識、事件の見方が大きく広がったと思っています。

二本松 自分の事件処理においては、紛争事件に関しての見通しが立ちやすくなったのではないかと思います。裁判所がどういうところの主張立証をちゃんとしてほしいと思っているのかとか、そういったところは調停官やる前よりは分かるかなという気がします。

個人的にはやっぱり当事者の話をよく聞く、途中で口を挟まずに最後まで当事者の話を聞くという忍耐力が少し付いてきたかなと思っています。

大森 今お話しいただいた2人の先生とも共通するのですが、一人の代理人として扱うよりも圧倒的に多い事件数と事件の種類を経験させていただくことができているということだけでも、非常に大きな成果といいますか、やっていてよかったと思います。

その中で、代理人という一方の立場だけではなくて、全体を俯瞰した上でどういう解決をしていくのがいいのかというような感覚を学ばせていただいています。また、依頼者にとってよりよい代理人活動とはどういうものかということも、調停官としていろいろな事件に携わる中で、本当に学ばせていただいています。

あとは、家事事件に対してよりよい解決を目指していくための運用なり進め方なりについて、やはり同じ法曹として裁判所と弁護士が認識を共有し合いながら高めていくことが、本当に国民にとってもよりよくなっていくことにつながると思うのですが、その架け橋と

いうか、調停官をやる人が増えていくにしたがって、そういったことができていくということにつながるのではないかと思います。

脇 家事調停官を4年間やらせていただいたので、かなりいろいろな家事事件やケースを見させていただきました。代理人として自分で家事事件の依頼を受けるときに、裁判所が最終的に考えるのはこの辺だろうというイメージがわきやすくなりました。あとは、例えば養育費とか婚姻費用とかの場合、こういう事情は裁判所が酌み易いけれども、これはいくら言ってもあんまり意味がないですとか、こういう事情で審判が出ている場合、すぐに事情の変更といってもやっぱり難しいだろうとか、そういった見通しが立つようになったと思います。ですから、依頼者に対して説明がしやすいというか、道筋を示しやすくなったことが自分の仕事上のメリットになったかなと思っています。

私は、当時の部の裁判官や書記官の方に、今でもたまに飲み会に呼んでいただいたり、わりと親しくしていただいているのですが、そういう中で、弁護士という、基本的には代理人の立場になる人と裁判所って若干壁があるというか、お互いにちょっと遠慮するようなところがあつたのですけれども、そこで交流をしていくうちに、もう少しいろいろざっくばらんに意見交換ができて、裁判所に対しても弁護士の活動というものを理解していただきやすくなったのかなとは思っています。調停官という仕事は、弁護士が裁判所の中を知るという意味でもいいことだと思いますし、裁判所に弁護士が何を考えて日々どういう活動をしているのかということを知っていただく意味でも、すごくいいものじゃないかなと思います。

司会 ありがとうございます。結論として、やってよかったですか。

高橋 やってすごくよかったと思います。紛争をどう解決していくかというところで、訴訟のように、当事者といろいろな話をしながら、証拠を出し合いながら解決していく方法もあります。調停は、証拠が足りないとき

に申し立てる方もいると思います。しかし、お互い仲良くしていきたいけれどもこの点がどうしても話し合いで解決できないとか、公になる訴訟ではなくお互い秘密にして解決したい紛争とか、争うのではなく最初から譲歩して調停で早く解決したいとかいろいろなニーズがあります。そのようないろいろな紛争を調停委員の先生方のお話を聞きながら、どういう解決の方法がいいのかと、どの辺で折り合いを付けるべきかをチームで考えていくというところがすごくよかったと思います。

訴訟ですと事実認定をして要件事実を整理して判決を出して終了なのですが、調停ですと紛争解決後の信頼関係を回復するとか、調停解決後の信頼関係をさらに増進するとか、そういう機能もあるので、すごく使い勝手がよく、調停を多角的にどんどん活用していただけだと思います。

二本松 私も非常勤裁判官をやってみて本当によかったと思います。

大森 やって非常によかったと思います。司法修習のときに研修という形で携わっていたのと、またそこから十数年弁護士で代理人として経験を積んだ上でその経験を持って裁判所の中に入って実際の事件を担当するというのでは、やはり改めて学ぶものが、物の見方も含めて当時と全く違って、本当に新鮮でもありますし刺激的でもありますし、弁護士としても大変プラスになっていると感じています。

脇 4年間やらせていただいて、去年の9月末で終わり、送別会等をしていただいたんですけども、そのときにもしもう1期やりますかと聞かれたら、たぶんやりたいと言ったんじゃないかなと思います。

もちろん裁判所の中でいろいろな事件を見られるというのもすごくいい経験ですけども、週1日、丸1日つぶれてきついです。執務日は、依頼者から解放される日でもあって、その日の仕事は誰にも縛られない仕事なんです。普段は代理人として依頼者のために業務を行う、いつでも依頼者のことを考えて仕事をする。調停官としての仕事は、仕事

を選べない代わりに、依頼者はいない。そういう意味ではとてもリフレッシュができるというか、使う頭が違うというか、週1日そういう時間を持てたのはとてもよかった、やれて本当によかったと思っています。

司会 調停官の仕事は、準備を含めると週1日で終わっていますか。もっとたくさんかかっていますか。

二本松 月によって全然違いますね。5月は執務日だけの計3回しか行ってないですが、6月は臨時を入れて週1.5回ペースで行っていたような感じがします。決まっている執務日である木曜日にどうしても期日が入らないという代理人も結構多いので。そうすると臨時で入れるしかないんです。7月とかは夏季休廷前なので、通常よりも臨時を入れて行っていたような感じですね。

大森 ほかの部のことはちょっと分かりませんが、私の配属部では臨時はありません。自分の執務日に全部期日も入れます。ほかの日はほかの裁判官の係の事件で一杯いっぱいになっているということがあるので、別の日に期日を入れることはできません。あるとすれば、調停成立をしたものについては、成立から10日以内に離婚などの届け出をしないといけないという関係上、翌週の執務日まで待たず、次の日や翌々日に裁判所に行って成立調書の内容をチェックして決済することはよくあります。

高橋 臨時日を時々入れています。休廷日前とか、また、話を早く進めたいという場合には入れています。

脇 私たち家事調停官が臨時に入らない1つの理由として、裁判官室には調停官の机が1つしかないの、違う曜日に行くとその曜日の調停官がいて机が使えないということもあるんですけど、そういうことはないですか。

二本松 同じですが、パソコンが使えないだけで調停委員控室という広い部屋が隣にあるので、そこで記録を読んだりしています。

高橋 私も裁判官室の中に空いている席があるので、そこに座って仕事をしています。

司会 本業の弁護士業務との関係で、週1回

決まった曜日に執務するという調停官の仕事の負担感はどの程度のものでしょうか。

二本松 週1回だけで収まるとは思わないですが、たまの臨時を入れればできる仕事だと思います。家や事務所に持って帰ってまでやるような量ではないです。

高橋 本業の方が暇なときと忙しいときがあって、忙しいときに1日つぶれると大変なときもあります。ただ、普通にやっていたら特に問題ありません。1日中調停をやっているわけではありませんし、最初は記録を読んだりして大変ですが、その後は、成立、不成立とどんどん終了していきます。最初が大変なのと、業務が立て込んでいるときはちょっと大変なときはあります。

二本松 最初慣れるまでは調停官としての勤務が終わった後に事務所に戻って仕事をするのがしんどかったのですが、慣れてくると、残業をすることもあまりないので、17時半には裁判所を出て事務所に戻り、弁護士としての仕事をしています。

大森 私は、依頼者に対し、執務日の毎週水曜日は終日裁判所でいないので定休日ですと説明をしています。依頼者も分かっているので、電話やメールはほとんどありません。もちろん書面の締切りなどが重なったりしていると自分の作業としては大変なときもあります。けれども、それ以外の依頼者対応とかという点は、大きな問題はなくてできているかなと思います。

脇 私ももうそれでリズムができてしまっていました。私も執務日が水曜日だったので、ちょうど週の真ん中が本業に使えず、連休とかがあると1週間の使える日がものすごく少なくなってしまう。そういう意味で若干きついときはあったんですが、基本的にはリズムができてしまえばそれが苦痛だということはありませんでした。依頼者の方も水曜日は駄目なんですよねという形で納得いただいていたと思います。どうしてもということであれば夜の時間に面談を入れることも可能でした。

裁判期日については、調整が必要なときがありました。例えば、開廷日が水曜日だけで、

尋問はその曜日でないといけないというところがありました。ただ、その場合でも、調停官をやっているので水曜日は難しいですと言うと、裁判所の方で調整をしてくださいました。裁判所で働いていることが理由なので、裁判所の方できちんと対応してくださり、実務で困るということはほとんどなかったです。

大森 任期が終わる方の大半の方は、執務日が弁護士業務にあてられるのでちょっと楽になるんじゃないかと思ったけれども、やってみると変わらなかったと話しておられます。

司会 確か大森先生が子育て中だとお聞きしたのですが、子育てと非常勤裁判官の両立に支障はないですか。

大森 私が非常勤裁判官になったときに下の子がまだ1歳になる前でした。また、同じ部で執務している家事調停官もお子さんが双子でまだ1歳位です。調停官の仕事は、基本的に定時で上がることができますので、両立の点はわりと大丈夫です。考え方によっては、弁護士の仕事をしているよりも定時で終われるという意味では子育てにはいい面があると思います。

司会 お子さんに熱が出たとかそういう場合はありましたか。

高橋 私も幼い子どもがいますが、簡裁ですと、自分の事件や都合で帰るのは駄目ですが、子どもが熱を出したときなど子どもの都合の場合には帰っていいことになっています。私も1回、保育園で子どもが転倒してけがをしたときに、事務所経由で裁判所に電話がかかってきて、書記官から帰っていいですよと言われました。子育てをしている書記官の方が多く、子どもの病気等では柔軟に帰れるようになっています。

司会 今日はどうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

■